

和歌山県移住・地域おこし協力隊プロモーション動画等制作業務プロポーザル公募要領

注：この事業は、和歌山県議会の令和4年2月定例会において、本事業に係る令和4年度当初予算案が議決されなかった場合、中止、延期、変更することがあります。またその場合、和歌山県は責を負いません。

1 趣旨

本県の暮らしや地域おこし協力隊の活動をわかりやすく紹介するプロモーション動画を制作し、都市部に在住している20～40歳代の若年層が、本県への移住や地域おこし協力隊活動への意欲を高めることができる委託事業者をプロポーザル方式で選定する。

2 事業内容

(1) 業務の名称

和歌山県移住・地域おこし協力隊プロモーション動画等制作業務

(2) 業務の内容

別添「業務委託仕様書(案)」のとおり

(3) 予算上限額

金2,800,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)

3 委託業者の選定

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(2) 参加の資格要件

参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- ① 法人にあっては、和歌山県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者。個人にあっては、県内に在住し、主たる活動の拠点を県内に有する者。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続を行っていない者。
- ⑤ 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員等と密接な関係を有する者(第10条において「暴力団関係者等」という。)に該当しない者、又は禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることなくなるまでの者に該当しない者。
- ⑥ 国税及び県税について滞納していない者。

4 手続き等に関する事項

(1) スケジュール

- ① 質問票受付締切 令和4年2月28日(月)
- ② 質問への回答 令和4年3月3日(木)
- ③ 応募表明書等受付締切 令和4年3月10日(木)
- ④ 企画提案書等受付締切 令和4年3月17日(木)
- ⑤ 選定結果の通知 令和4年3月24日(木)

(2) 質問の受付及び回答

① 質問票の提出

質問票(様式7)にて、「6 問合せ先及び各種書類の提出先」にメール又はFAXで、月曜日～金曜日の9時～17時45分(土日・祝日除く)までに提出し、提出後、受領確認を電話で行うこと。ただし、審査内容に関する質問には回答しない。

② 提出期限

令和4年2月28日(月)(必着)

③ 回答

質問に対する回答は、令和4年3月3日(木)に和歌山県移住定住推進課ホームページ内にて公開する。なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けない。

(3) 応募表明書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、応募表明書(様式1)及び応募資格に反しない旨の宣誓書(様式2)をそれぞれ正本1部提出すること。

① 提出期限等

ア 提出期限：令和4年3月10日(木)(必着)

イ 提出先：「6 問合せ先及び各種書類の提出先」あて

ウ 提出方法：持参、郵送、FAXまたはメールにより提出期限内必着にて提出すること。受付時間は、月曜日から金曜日(土日・祝日除く)の9時から17時45分までとする。

② 応募後に辞退する場合

応募表明書提出後、辞退する場合はプロポーザル応募辞退届(様式8)を上記①～ウの方法により、「6 問合せ先及び各種書類の提出先」あて提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

上記(3)の応募表明書及び応募資格に反しない旨の宣誓書を提出した者は、次の「③提出期限等」に従い、「①提出書類」を「②提出部数」分、提出すること。和歌山県役務の提要等の契約に係る入札参加資格に関する要綱第3条に定める入札参加資格を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより、ウ～コを当該書類に代えることができる。なお、各書類の説明

については、提出書類一覧（別紙）を参照のこと。

① 提出書類

ア 企画提案書（様式は任意とし、以下の内容を含むこと）

- ・提案概要（コンセプト、提案の狙い、特徴等）
- ・提案者の概要及び類似事業受託実績
- ・仕様書（案）3－（3）－ア「移住プロモーション動画」
本編動画の企画・構成・絵コンテ（絵コンテについては3本のうち1本）
- ・仕様書（案）3－（3）－ア「協力隊プロモーション動画等」
本編動画の企画・構成・絵コンテ（絵コンテについては2本のうち1本）
- ・事業の実施スケジュール
- ・再委託する場合は、再委託の内容、再委託先選定方法、予定金額などを含めた外部委託方針（業務の一部について再委託を予定している場合のみ）

イ 見積書（様式3）

別紙仕様書に基づき、事業の実施に直接必要となる経費とすること。なお、見積書には、積算内容を詳細かつ具体的に記載すること

ウ 申請者の概要に関する調書（様式4）

オ 役員等に関する調書（様式5）

カ 法人にあつては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し（直近1年分）

キ 法人にあつては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあつては、住民票

ク 印鑑証明

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後3か月以内のもの）

コ 都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

サ 提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式6）

シ その他、県が必要とする書類（必要に応じて別途指示）

② 提出部数

①－ア、イ・・・4部（正本1、副本3）

その他の書類・・・各1部（正本1部）

③ 提出期限等

提出期限：令和4年3月17日（木）（必着）

提出先：「6 問合せ先及び各種書類の提出先」あて

提出方法：持参または郵送により、提出期限内必着にて提出すること。持参の場合の受付時間は、土日・祝日を除く平日の9時から17時45分までとする。郵送の場合、書留必着とする。

(5) 企画提案に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 公募要領に違反すると認められる場合
- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- カ 提案限度額を超えた見積額を提示した場合

② 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

③ 複数提案の禁止

提案は1種類のみとし、複数の企画提案書の提出はできないものとする。

④ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

⑥ その他 提案者は応募表明書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものと する。

(6) 見積書作成にあたっての注意事項

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

5 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、和歌山県が別に定める委員により組織された「和歌山県企画部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、(3) 審査項目に基づき書類審査により行う。

(2) 書類審査

- ① 企画提案書及び見積書について、(3) 審査項目に基づき審査・採点し、満点の6割以上である企画提案を行ったもののうち、総評価点が最高点の者を契約候補者として選定する。ただし、最高点の者が複数の場合は、審査会において合議により決定する。なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

② 参加者が1社の場合の取扱い

参加者が1社の場合においても、審査の結果、各審査委員の評価点数の合計が、満点の6割以上に達していれば、当該参加者を契約候補者として選定する。

(3) 審査項目

① 企画提案内容

- ア 業務目的及び内容を十分理解し、明確なコンセプトや内容が提案できているか
- イ 提案者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、視聴者の目を引き、本県での暮らしを具体的にイメージができる企画内容となっているか、また、地域おこし協力隊の活動意欲を高める内容となっているか

② 執行体制等

- ア 提案内容を実施できる知識・経験、人員等が確保されているか
- イ 各工程に妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでのスケジュールが明確か

③ 見積

- ア 見積内容及び積算に妥当性があるか

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、選定委員会終了後、契約候補者が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、和歌山県移住定住推進課ホームページ内にて契約候補者の名称を公表する。

(5) 契約の締結

- ① 契約候補者と和歌山県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、審査会における提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、和歌山県との協議により適宜変更を求めることがある。
- ② 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行ったうえで、契約を締結するものとする。

6 問合せ先及び各種書類の提出先

和歌山県企画部地域政策局移住定住推進課（担当：松場・上出）

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 県庁本館4階

TEL：073-441-2426 FAX：073-441-2939

E-mail：e0222001@pref.wakayama.lg.jp